

別冊

〔議案第 10 号 寝屋川市立学校の教職員に関する業務  
量管理・健康確保措置実施計画の策定について〕

**寝屋川市立学校の教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画**



**(案)**

令和8年 月

寝屋川市教育委員会

# 目次

## 1 計画の趣旨、現状

- (1) 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 本市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 2 計画の期間、目標

- (1) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し・・・・・・・・ 9
- (2) 学校における措置の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組・・・・・・・・ 19

## 4 今後のフォローアップについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

# 1 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

---

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が大きくなる中、全国的に教職員の長時間勤務の実態が明らかになり、教職員の働き方改革は、待ったなしの状況です。

寝屋川市では、これまで監察課によるいじめ対応、部活動拠点校化の拡充、勤務時間外の学校電話のコールセンター体制、学校と保護者をつなぐオンライン連絡網、校務支援システムといった校務 DX の取組など、業務の負担軽減の取組を進めてきました。さらに、令和 5 年度には、意識改革・業務の効率化・業務量の削減・人員の有効活用・メンタルヘルスの保持増進のそれぞれの観点から、学校と市教育委員会が同じ意識をもち、これまでの慣例や当たり前を見直す新たな取組事項を「教職員の働き方改革 ver.1」としてまとめ、その内容を全教職員で共有し、令和 6 年度から全校で取組を進めてきました。これらの取組について、毎年度、効果の検証と改善をすすめ、さまざまな取り組みを推進してきたことで教職員の時間外勤務時間は着実に減少してきたところです。

しかし、文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に示された 1 月あたりの時間外勤務の上限時間の目安である月 45 時間を超える教職員は、未だ一定数存在しており、更なる取組が必要な状況です。

教職員の働き方改革の取組は、「教職員が、教育に対する情熱を高め、より一層健康で充実して働くことができる」、「教職員が、研修や学びの機会を十分に確保し、専門性や指導力の向上につながる」、「教職員が、子どもたち一人ひとりと向き合う時間を十分に確保することができる」など、これらはすべて、子どもたちへのより質の高い教育の実現につながるものです。

さらには、「教職が働きがいと働きやすさを両立した魅力ある職業」であることは、教職を目指す学生等に対する安心感にも寄与するなど、次の世代の教員を育てる土台ともなるものです。

これらの状況を踏まえ、この度、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき「寝屋川市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、目指す目標を明らかにし、これを達成するために、市教育委員会、学校、教職員が同じ意識を持ち、寝屋川市独自の取組を推進するものです。

## (2) 本市の現状

本市では、令和2年4月に、「寝屋川市立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教職員の時間外勤務時間の管理及び負担軽減の取組を進めてきました。主な取組については、以下のとおりです。

### ① 勤怠管理と意識改革

項目	令和元年度以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 出退勤管理システムの運用		〈R1.11〜〉 出退勤管理システムの運用 (出退勤時間を IC カードで打刻し、適正に時間外勤務を把握)					
② 時間外勤務の上限規則の制定		〈R2.4〜〉 寝屋川市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則及び要綱の制定					
③ 時間外勤務の管理フローに基づく学校長によるマネジメント						〈R6.1〜〉 管理フローに基づくマネジメント	
④ 休憩時間の明示		一斉に取得ができない場合、一斉付与除外や分割付与制度の活用				〈R6.4〜〉 休憩時間の明示	
⑤ 勤務時間の割り振りの有効活用		勤務時間の割り振り制度 (勤務時間を前後にスライドするなど校長が指定)				〈R6.4〜〉 勤務時間の割り振りの有効活用	
⑥ 時間外勤務のセルフマネジメント		自身の時間外勤務の状況を把握し、限られた時間の中で効率的に業務を遂行				〈R7.4〜〉 セルフマネジメント	

### ② 退勤時間や休業日等の見直し

項目	令和元年度以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 一斉退勤日		〈H29.9〜〉 一斉退勤日（週1回）、定時退勤日（月1回） ノークラブデー（週2回）※週1回は土日のいずれか					
② 学校園閉庁日		〈R1.8〜〉 「学校園閉庁日」の設定（夏季休業中の学校へ出勤しない日） R1〜：3日、R5〜：5日、R7〜：9日					
③ 長期休業日の変更 (夏季休業日を4日延長)						〈R6.4〜〉 長期休業日の変更	

### ③ 学校が担う業務の適正化

項目	令和元年度以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
① 監察課によるいじめ対応		〈R1.10〜〉 監察課によるいじめ対応						
② 学校電話のコールセンター体制 (緊急時連絡体制)		勤務時間外の学校への電話をコールセンターで対応 (17時〜翌日8時30分まで)			〈R4.5〜〉 緊急時連絡体制			

#### ④ 校務 DX の推進

項目	令和元年度以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 1人1台タブレットパソコンの活用			〈R3.1〜〉 GIGA スクール構想によるタブレットパソコンによる効果的かつ効率的な学習や連絡				
② 学校と家庭の連絡手段のデジタル化				〈R4.4〜〉 学校と保護者間の連絡をデジタル化（欠席連絡や便りの配信）			
③ 校務支援システムの活用					〈R5.4〜〉 校務支援システム（学籍、出欠、成績処理等を一元管理）		
④ デジタル採点システムの活用（中学校のみ）						〈R7.1〜〉 デジタル採点システム	
⑤ オンライン研修等の有効活用		〈R3.1〜〉 オンライン研修・オンデマンド研修の実施					

#### ⑤ 調査等の見直し

項目	令和元年度以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① メール文書の送信ルールの設定	〈H30.4〜〉 メール文書の送信ルール（メール送信時の標題や提出期日のルール化）						
② 学校への調査内容等の更なる削減						〈R6.4〜〉 調査内容の削減（内容等の簡略化・精査）	
③ ノーメールデーの実施	毎週水曜日は、市教委から学校へのメール送付を行わない（緊急時除く）						〈R7.5〜〉 ノーメールデー

#### ⑥ 学校内における業務の見直し

項目	令和元年度以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 会議・打ち合わせの見直し	報告事項などは、校務支援システム等で共有					〈R6.4〜〉 会議・打ち合わせの見直し	
② 教科担任制の積極的活用	専科指導や学年担任間での授業交換で授業準備や教材研究に要する時間の軽減					〈R6.4〜〉 教科担任制の活用	
③ 学校行事や業務の精選、断捨離	学校行事等の規模や内容、練習期間、実施時期などを見直し					〈R6.4〜〉 業務の精選・断捨離	
④ 学級担任業務の平準化	給食指導など、担任外教員も含め分担						〈R7.4〜〉 担任業務平準化
⑤ 教育課程の編成の工夫・改善							〈R7.4〜〉 教育課程の工夫・改善

⑦ 部活動の適正化

項目	令和元年度以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①ノークラブデーの設定	〈H29.9〜〉 ノークラブデー（週2回）※週1回は土日のいずれか						
②部活動の拠点校方式の導入・拡充			〈R3.4〜〉 部活動指導員を拠点校に配置（R7：14 種目）				
③部活動の最終活動時間の設定	平日は勤務時間内で実施（平日 17:00 完全下校）					〈R6.4〜〉 最終活動時間の設定	
④部活動計画表による管理マネジメント	計画段階で、「練習時間や休養日」の適正な設定と管理マネジメント					〈R7.4〜〉 管理マネジメント	

⑧ 市教育委員会と学校との連携した取組の推進

項目	令和元年度以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①働き方改革に係る取組一覧の作成						〈R6.4〜〉 学校の働き方 ver.1（毎年更新：現在 ver.2）	
②働き方改革推進会議の開催						〈R5.11〜〉 働き方改革推進会議（毎月1回開催）	
③働き方に関する教職員への意識調査						〈R5.11〜〉 働き方に関する教職員への意識調査（課題等の把握）	

⑨ 人員の有効活用

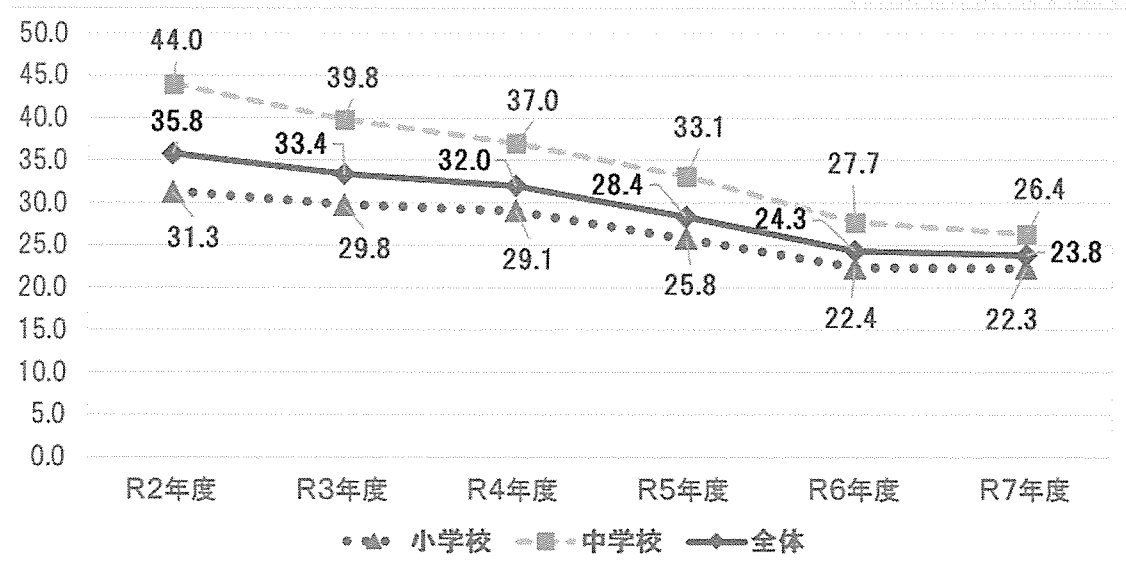
項目	令和元年度以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①各種支援人材の配置	各種支援人材の配置（少人数教育推進人材、学校司書、SC、SSW 等） 少人数学級 市費講師の配置						
②働き方改革推進加配教員の活用	加配校の取組内容を全校へ発信・普及（府事業：R6～7のみ）					〈R6.4〜〉 加配教員の活用	

⑩ メンタルヘルスの保持増進

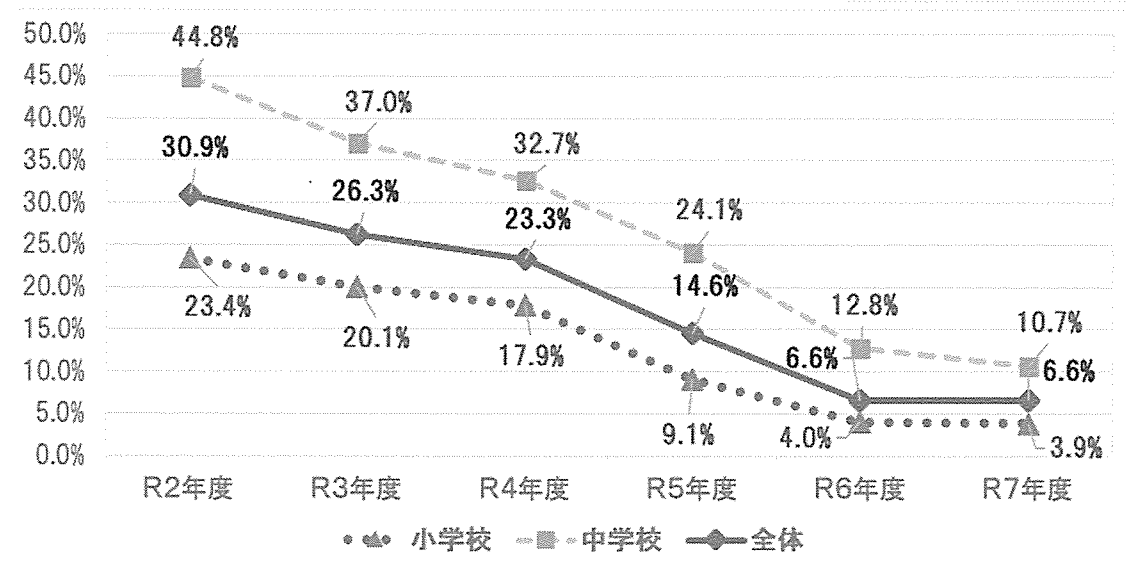
項目	令和元年度以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①全教職員へのストレスチェック	〈H28.4〜〉 ストレスチェックの実施 高ストレス者への医師面談の実施						
②労働安全衛生協議会の開催	〈H29.4〜〉 労働安全衛生協議会（職員の健康の保持増進等に向けた審議）						
③産業医による面談	〈H29.4〜〉 産業医による面談						
④学校園内でのトラブル等に関するアンケート	〈R1.11〜〉 トラブル等に関するアンケート（早期発見・早期解決）						

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外勤務の状況は以下のとおりです。

■ 1月あたりの時間外勤務時間（平均） R7年度はR8.2月時点



■ 1月あたりの時間外勤務時間 45 時間越えの教職員の割合 R7年度はR8.2月時点



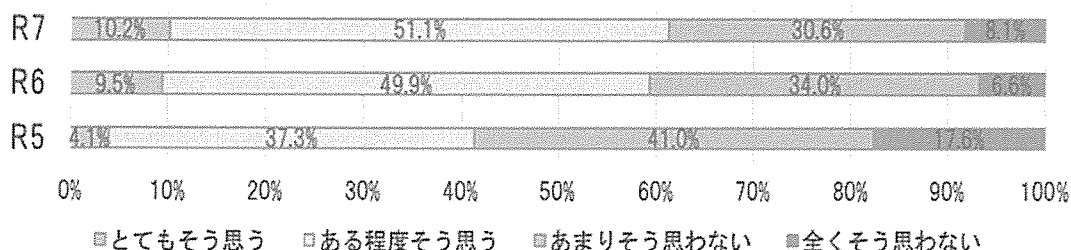
1月あたりの時間外勤務時間（平均）や、1月あたりの時間外勤務時間が45時間を超える教職員の割合は、小・中学校共に年々減少傾向にあります。

しかしながら、上限時間の目安である月45時間を超える教職員は小学校が3.9%、中学校が10.7%となっており、更なる取組が必要な状況です。

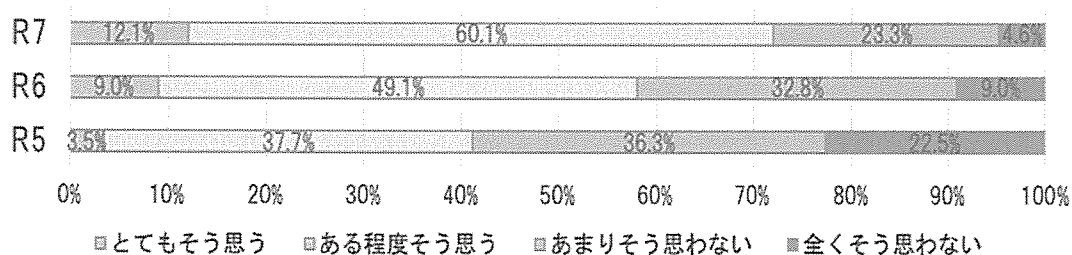
また、教員の働き方に関する意識調査の結果については以下のとおりです。

■「働き方改革の取組が進んでいる」と感じる教職員の割合

□小学校



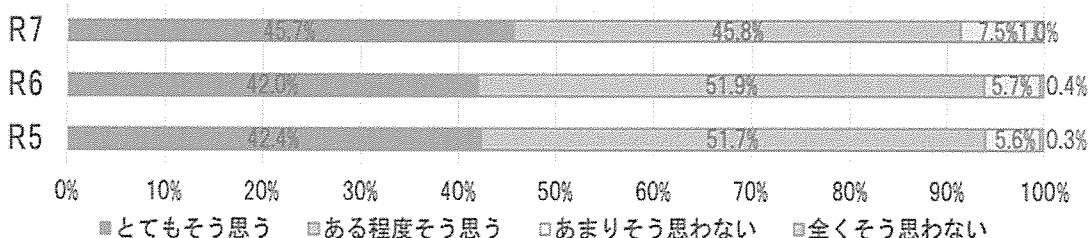
□中学校



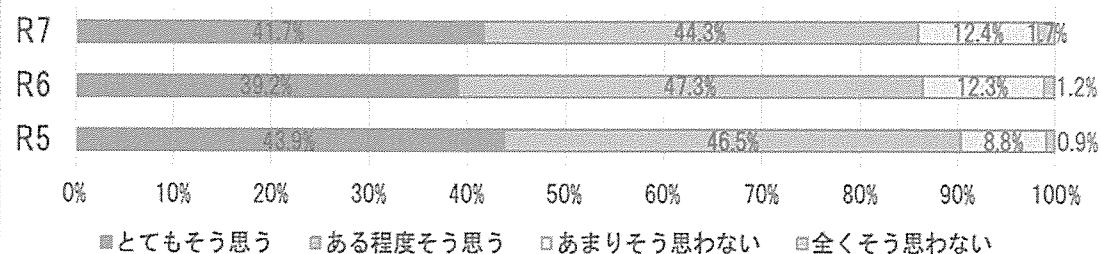
令和5年度から令和7年度を比較すると、小学校・中学校ともに働き方改革が進んでいると感じている教職員の割合が増えており、これまでの取組が教職員の実感としても得られてきています。

■「仕事が多忙だ」と感じる教職員の割合

□小学校



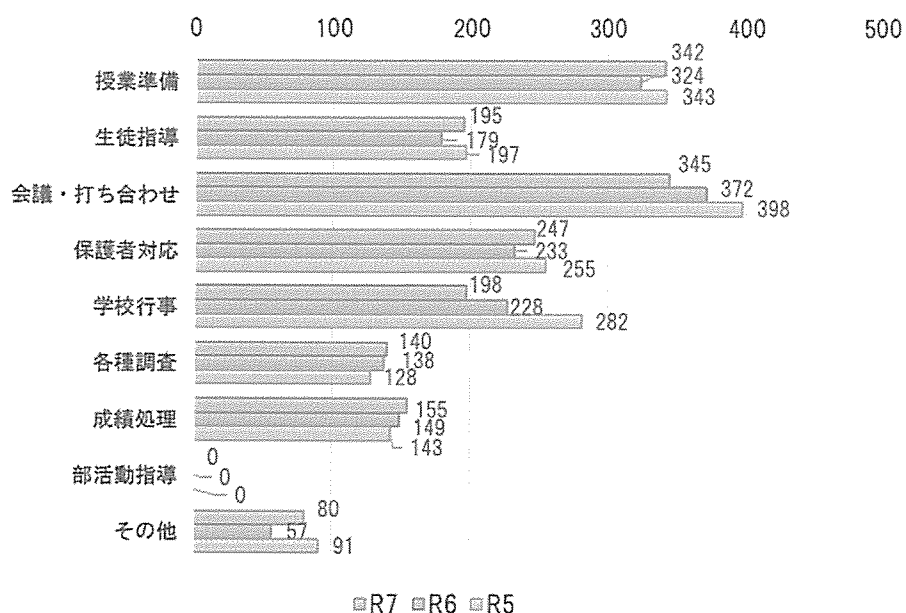
□中学校



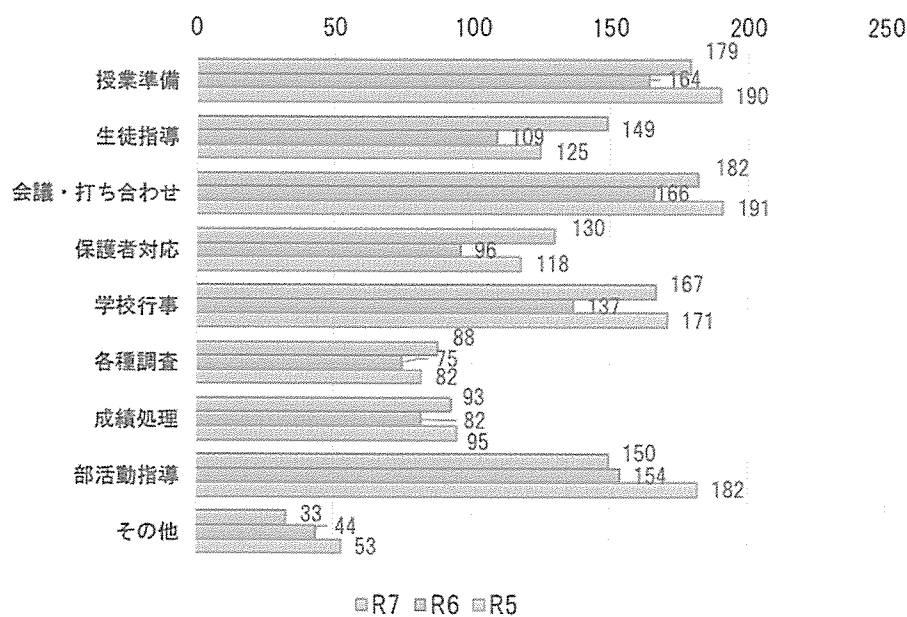
多忙感を感じている教職員の割合についても、若干減少していますが、未だ9割の教職員が多忙感を抱いている状況です。

■負担となっている主な業務

□小学校



□中学校



負担となっている業務については、小学校・中学校ともに、「授業準備」、「会議・打ち合わせ」、「保護者対応」、「学校行事」、中学校については、「部活動指導」であり、これらに対する取組の推進が課題となっています。

## 2 計画の期間、目標

### (1) 計画の期間

令和8年度～令和11年度

### (2) 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

[実績：網掛け]

#### ■ 時間外勤務時間に関する目標 (令和7年度は、令和8年2月時点の実績)

##### ① 1か月あたりの時間外勤務時間 (平均)

※すでに国の示す目標値(令和11年度までに1か月あたりの時間外勤務時間(平均)30時間)は達成

	令和6年度	令和7年度	⇒	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校	22.4 時間	22.3 時間	⇒	21.0 時間	20.0 時間	19.0 時間	18.0 時間
中学校	27.7 時間	26.4 時間		26.0 時間	24.0 時間	19.0 時間	18.0 時間

##### ② 1か月あたりの時間外勤務時間が45時間越え教職員の割合

	令和6年度	令和7年度	⇒	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校	4.0%	3.9%	⇒	0%	0%	0%	0%
中学校	12.8%	10.7%		0%	0%	0%	0%

#### ■ 教職員の働きがいや、働き方の意識に関する目標

##### ③ 「教職員として普段の仕事にやりがいを感じている。」の項目に肯定的な回答割合

	令和6年度	令和7年度	⇒	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校	—	95.5%	⇒	97.0%	98.0%	99.0%	100%
中学校	—	94.8%		97.0%	98.0%	99.0%	100%

##### ④ 「自身の意識改革や業務改善等に進んで取り組んでいる。」の項目に肯定的な回答割合

	令和6年度	令和7年度	⇒	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校	77.7%	76.3%	⇒	85.0%	90.0%	95.0%	100%
中学校	76.2%	82.1%		85.0%	90.0%	95.0%	100%

##### ⑤ 「子どもと向き合うための必要な時間をとることができる。」の項目に肯定的な回答割合

	令和6年度	令和7年度	⇒	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校	50.2%	51.8%	⇒	65.0%	70.0%	75.0%	80.0%
中学校	51.5%	49.1%		65.0%	70.0%	75.0%	80.0%

### 3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

文部科学省は、教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、「学校や教師が担う業務」を以下の3つに分類して示しています。(令和7年9月)



本市では、これらの項目について、これまでの現状と課題を踏まえ、以下について取り組みを進めます。

#### 学校以外が担うべき業務

##### [3分類①関係] ◎ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

[取組スケジュール]

	令和7年度まで	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
学童交通指導員の配置		交通状況等に応じ、配置場所の見直しや増減の検討			
通学路のカラー舗装等の施行		危険か所等に対する、カラー舗装の施行・修繕			
保護者・地域による見守り活動の実施		継続的な協力依頼			

- ・引き続き、通学路の危険箇所への学童交通指導員の配置や、カラー舗装の施行、看板の設置など、安全で安心な通学環境の整備を進める。
- ・市教育委員会や各校からのお知らせなどを通じ、保護者や地域ボランティア等による通学路の見守り活動への協力を推進。

**[3分類②関係] ◎放課後から夜間などにおける校外の見回り、**

**児童生徒が補導された時の対応**

[取組スケジュール]

令和7年度まで	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(市教委→保護者・地域へ) お知らせ等を通じ継続的に認識を共有				

- ・市教育委員会や各校からのお知らせなどを通じ、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有。
- ・放課後から夜間における地域見回り活動については、小中生指協、青少年指導委員会等による見回りに委ね、学校における自主的な見回りは原則行わない。

**[3分類③関係] ◎学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）**

[取組スケジュール]

令和7年度まで	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
学校徴収金に係る実施体制や手立ての検討				
共同学校事務室に係る検討	共同学校事務室の設置	共同購入などによる事務の効率化・適正化さらなる推進体制の検討		

- ・給食費、教材費等の学校徴収金に関する、学校の負担軽減に向けた手立てや実施体制の検討を進める。
- ・令和8年度当初に共同学校事務室を整備し、事務職員が相互に協力、支援できる体制を構築し、共同購入などによる事務の効率化・適正化を促進。
- ・学校事務に関する更なる推進体制の検討を進める。

**[ 3 分類④関係 ]    ◎ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等**

[取組スケジュール]

令和 7 年度まで	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
学校運営協議会の設置	学校運営協議会等と連携した取組の検討			

- ・ 学校運営協議会等と連携し、地域行事の連絡調整など、学校に過度な負担がかからないよう、適切な役割分担などの検討を進める。

**[ 3 分類⑤関係 ]    ◎ 保護者等からの過剰な苦情や**

**不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応**

[取組スケジュール]

令和 7 年度まで	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
市教委で随時、直接対応 府のスクールロイヤーと連携 監察課によるいじめ対応	不当な要求に対する体制の検討			

- ・ 市長部局とも連携して、不当な要求に対する体制の検討。
- ・ 弁護士等（スクールロイヤー）の専門家をより効果的に活用できる体制の検討。

**教師以外が積極的に参画すべき業務**

**[ 3 分類⑥関係 ]    ◎ 調査・統計等への回答**

[取組スケジュール]

令和 7 年度まで	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
調査項目や内容等の精査・見直し	調査等の更なる見直し			
共同学校事務室に係る検討	共同学校事務室の設置	事務職員による参画促進（調査等の回答）さらなる推進体制の検討		

- ・市教育委員会から発出する通知や調査等の件数を把握し、発出文書等を8割に削減（統合、縮小を含む）。
- ・令和8年度当初に共同学校事務室を整備し、事務職員が相互に協力、支援できる体制を構築し、調査・統計等への事務職員による参画を促進。
- ・学校事務に関する更なる推進体制の検討を進める。

**[3分類⑦関係] ◎学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理**

[取組スケジュール]

令和7年度まで	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市教委がHPを管理・更新	市教委での管理・更新を継続			
共同学校事務室に係る検討	共同学校事務室の設置	事務職員による参画促進（広報資料の作成等）さらなる推進体制の検討		

- ・ホームページについて、引き続き、学校から提出された学校だより等をもとに、市教育委員会にて管理・更新。
- ・学校の広報資料の作成等について、事務職員による参画を促進。

**[3分類⑧関係] ◎ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理**

[取組スケジュール]

令和7年度まで	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ICT支援員による保守・管理	ICT支援員の継続配置			
共同学校事務室に係る検討	共同学校事務室の設置	事務職員による参画促進（ICT機器等の保守・管理等）		

- ・パソコンやタブレットの設定、配備等に関わる業務について、引き続き、ICT支援員（ICTサポート業者）が中心となって対応。
- ・ICT機器管理台帳の作成や、市教委への修繕依頼等、事務職員の参画を促進。

**[ 3 分類⑨関係] ◎学校プールや体育館等の施設・設備の管理**

[取組スケジュール]

令和 7 年度まで	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
小学校プールの業者清掃	学校プールの運用の在り方等の検討			
学校施設の点検・修繕等	学校施設の管理及び運営に関する総合的な検討			

- ・中学校プールの業者清掃や、学校プールの運用の在り方等の検討を行う。
- ・学校施設の管理及び運営に関する総合的な検討を進める。学校が行う点検は、授業等に付随して行う日常点検にとどめ、構造上によるものや機械設備等の点検については、引き続き、市教育委員会が実施し、必要に応じて外部業者による点検を実施する。

**[ 3 分類⑩関係] ◎校舎の開錠・施錠**

[取組スケジュール]

令和 7 年度まで	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
開錠業務、安全監視を委託	委託の継続			
施錠は学校対応	施錠に係る委託の検討			

- ・学校の開錠業務及び、安全監視を引き続き委託して対応。
- ・施錠（校舎間出入口の扉、窓等）業務の委託について検討を進める。

**[ 3 分類⑪関係] ◎児童生徒の休み時間における安全への配慮**

[取組スケジュール]

令和 7 年度まで	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
各市費人材での対応	各市費人材の継続配置			
担任等による対応	担任外教員も含めた、輪番制による対応の促進			
	保護者・地域への協力依頼			

- ・保護者、地域への協力を依頼するとともに、引き続き、各市費人材による対応や、担任外教員も含めた輪番制による対応を促進。

**[ 3 分類⑫関係] ◎ 校内清掃**

[取組スケジュール]

令和 7 年度まで	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
日課表の見直しを実施	校内清掃の実施回数や範囲の合理化			

- ・校内清掃の実施回数や範囲の合理化（週 3 日等）を進める。

**[ 3 分類⑬関係] ◎ 部活動**

[取組スケジュール]

令和 7 年度まで	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
活動時間や休養日の適正化				
部活動指導員を拠点校に配置	指導員の配置拡充（拠点校化の拡充・集約化）			
	段階的に休日の地域展開を推進		休日の地域展開を推進	
	地域展開に係る兼職・兼業の検討・推進			

- ・スポーツ庁や文化庁の指針等を踏まえ、活動時間や休養日を設定。
  - 〔活動時間…平日は原則、午後 5 時まで。休日は 3 時間程度〕
  - 〔休 養 日…週 2 日（1 日は、土日のいずれか）〕
- ・部活動拠点校の拡充や、集約化を進めるとともに、令和 9 年度からの休日の地域展開を進める。
- ・地域展開の推進とともに、休日等の教職員の部活動指導に係る兼職・兼業の検討を進める。

## 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### [3分類⑭関係] ◎給食の時間における対応

[取組スケジュール]

令和7年度まで	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
給食指導の担任業務の平準化 (一部の学校)	各市費人材や担任外教員も含めた、輪番制による対応の促進			

- ・配膳等の給食指導は、各市費人材や担任外教員を含めた、輪番制による対応を促進。

### [3分類⑮⑯⑰関係] ◎授業準備、学習評価や成績処理、

#### 学校行事の準備・運営

[取組スケジュール]

令和7年度まで	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
校務支援システム、デジタル採点システム オンライン連絡網の導入	AIを活用した校務DX化の更なる検討			
	教員業務支援員など、必要な人材等の費用対効果や効果的な活用方法の検討			
共有フォルダの活用	授業準備に係る教材データ等のデータベース化の検討	授業準備のデータベースの活用		

- ・校務支援システムの機能やデジタル採点システム等をはじめ、AIを活用した校務DX化等を更に推進することで、業務の効率化を図る。
- ・教員業務支援員の効果的な活用方法等について引き続き、検討を進める。
- ・授業準備のデータベース化を図り、教員間での授業の共有化を進め、授業準備の効率化を図る。

### [3分類⑱関係] ◎進路指導の準備

[取組スケジュール]

令和7年度まで	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
進路指導担当者による準備	進路指導資料の準備など、業務の分担の検討			

- ・進学先との窓口業務や、進学資料作成のデータ入力等について、業務分担の検討を進める。

**[3分類⑱関係] ◎支援が必要な児童生徒・家庭への対応準備**

[取組スケジュール]

令和7年度まで	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
各市費人材と連携した対応	市費人材の継続配置			

- ・引き続き、各市費人材（家庭教育サポーターなど）と教職員が連携して、児童生徒・家庭への対応。

## (2) 学校における措置の推進

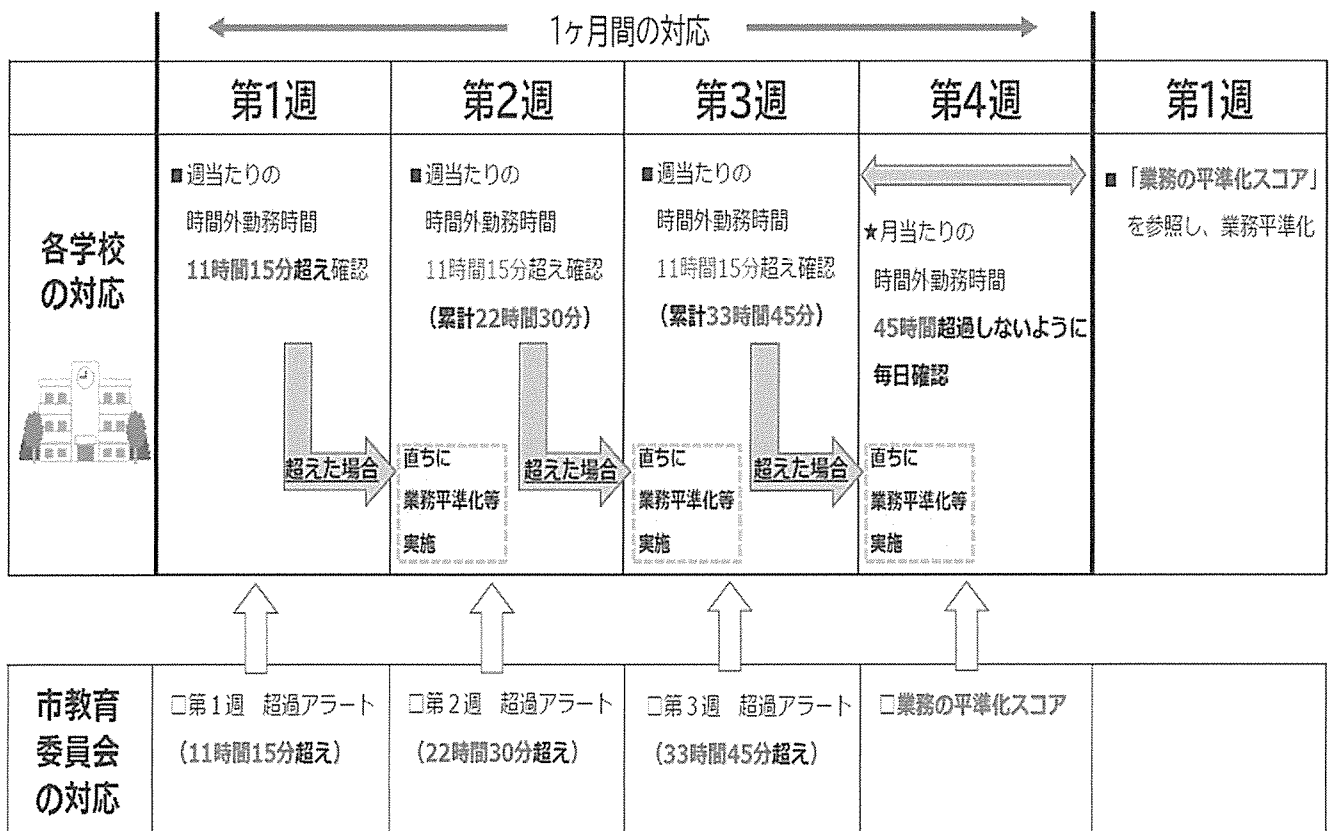
学校においては、以下の措置を重点的に推進することで、教職員の時間外勤務のマネジメントと、業務の平準化、適正化を図ります。

### 意識改革

#### ① 「時間外勤務の管理フロー」に基づく、学校長によるマネジメント

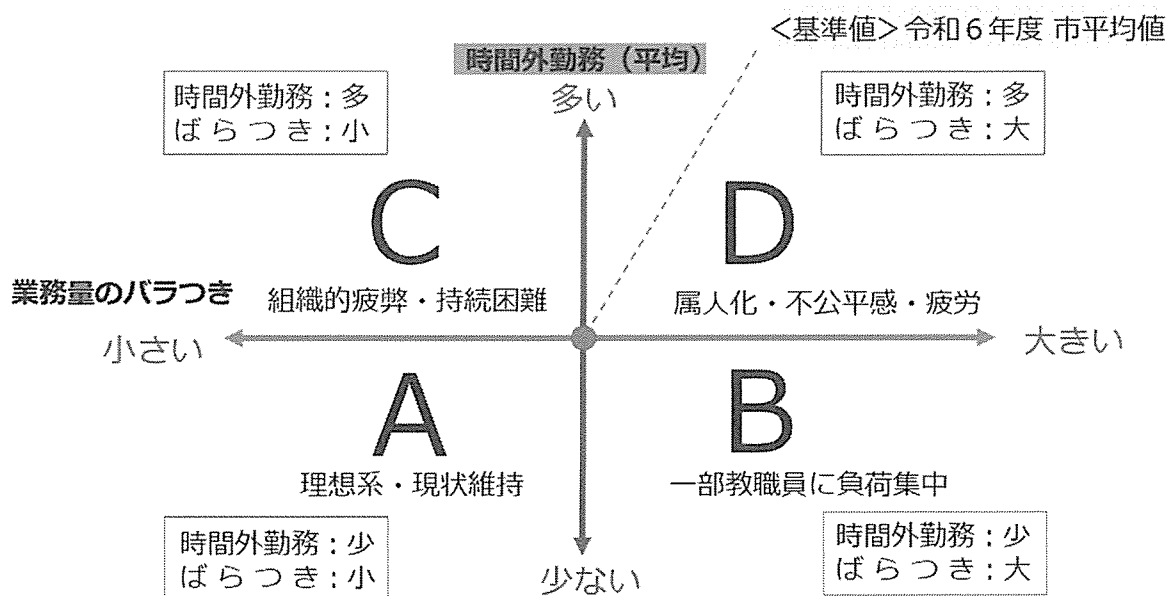
- ・ 校長と市教育委員会が連携して、教職員の時間外勤務の状況を把握。
- ・ 校長による一層の管理とマネジメントを強化するため、市教育委員会は毎週、時間外勤務が目安時間を超過している教職員の状況について、学校長へ通知。校長は、それを基に、状況把握や業務の平準化等を実施する。

第1～3週	① 週当たり「11時間15分」を超えていないか確認 ② 「11時間15分」を超えている場合、直ちに、教職員間の業務平準化等を実施
第4週	③ 月末に45時間を超過することがないように、毎日、時間外勤務時間を確認
翌月初め	④ 「業務の平準化スコア」を参照し、業務の平準化等を実施



## ② 「業務標準化スコア」に基づく、教職員の業務の平準化

- ・各教職員の勤務時間に関する「標準偏差（ばらつき）」及び「時間外勤務時間」を  
基に、業務の平準化状況を分析・分類し、A～Dの4段階で評価。
- ・校内の教職員間の業務負荷の偏りを可視化し、改善に向けた取組を促進。



評価	指数		マネジメント		現 状
	時間外勤務 (平均)	バラつき	断捨離 効率化等	平準化	
A	少ない	小さい	○	○	・時間外勤務なし、バラつきなし
B	少ない	大きい	○	△	・一部の教職員に負荷集中
C	多い	小さい	△	○	・組織的疲弊・持続困難
D	多い	大きい	△	△	・属人化・不公平感・過重労働

### 業務の効率化

#### ③ 当たり前を見直す業務の断捨離

- ・目的が形骸化し、十分な効果が見込めない学校行事や業務、会議等については、規模や内容、練習期間、実施時期など、不断に見直しを行う。

### 業務量の削減

#### ④ 教育課程の工夫改善

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、見直しを行う。

### **(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組**

---

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

#### **メンタルヘルスの保持増進**

##### **① 労働安全衛生管理体制の整備**

- ・労働安全衛生法に基づき、常時 50 人以上の教職員が勤務する学校において、医学に関する専門的知見を有する産業医を選任。衛生委員会の開催や教職員の健康管理や学校の衛生状態等の点検を行うことで、適切な労働環境を確保する。
- ・常時 50 人の教職員が勤務する学校においては、教職員の中から、衛生推進者を選任し、衛生に関する業務を推進。

##### **② 長時間労働者に対する医師面談**

- ・1 か月の時間外勤務が 80 時間を超えた教職員や、疲労の蓄積が認められる教職員に対し、医師による面談を実施。
- ・医師の意見を聞き、必要に応じた就業上の措置を講じる。

##### **③ ストレスチェックの実施**

- ・常時 50 人未満の学校も含め、全教職員を対象にストレスチェックを実施。
- ・実施後の集団分析の結果等を活用し、職場改善を推進。

##### **④ 高ストレス者への医師面接指導**

- ・ストレスチェックで高ストレスと判定された全ての教職員へ、医師による面接指導を推奨し、申出者に実施。
- ・医師の意見を聞き、必要に応じた就業上の措置を講じる。

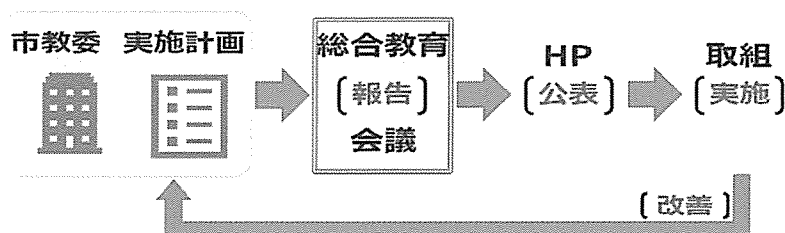
##### **⑤ 学校園内でのトラブル等に関するアンケートの実施**

- ・学校に勤務する全職員を対象に、学校園内でのトラブル（ハラスメント等）に関する調査を実施。
- ・調査内容をもとに、必要に応じた対応を行い、未然防止や早期解決につなげる。

## 4 今後のフォローアップについて

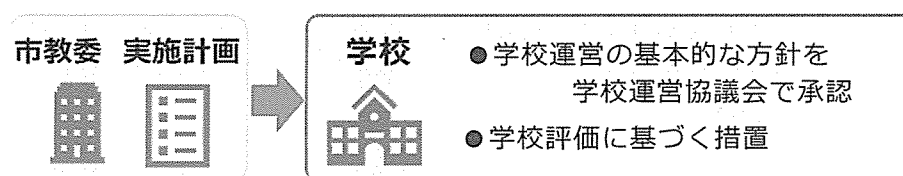
本計画の実効性を確保するため、フォローアップとして以下の内容に取り組みます。

### ① 計画の遂行状況に関する総合教育会議での報告・ホームページでの公表



- ・教職員の時間外勤務の状況を把握し、毎年度、本計画の遂行状況とともに総合教育会議で報告し、ホームページで公表する。
- ・教職員の状況等をもとに、毎年度、本計画の内容について改善を図る。

### ② 各校における方針の学校運営協議会への報告・学校評価に基づく措置



- ・各校において、学校運営の基本的な方針に「働き方改革に関する内容」を含め、学校運営協議会に説明し、承認を得ながら、保護者や地域と連携して取組を推進。  
【地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5】
- ・学校評価に基づいて学校運営の改善を図るための措置を講じるにあたっては、制限のない業務の積み上がりを防ぐ趣旨のもと、本計画に定めている時間外勤務時間の目標などと整合性のある取組とする。  
【学校教育法第42条】

### ③ 働き方改革推進会議の定期開催

- ・市教委と学校が同じ意識で本計画の内容について取組を推進するため、月一回、市教育委員会事務局と校長役員とで、取組の進捗状況や課題などについての審議や情報交換を行う。

#### ④ 働き方に関する教職員の意識調査の実施

- ・働き方改革に関する市の取組状況の検証を行うとともに、働き方改革のさらなる推進に必要な事項などについて、教職員の声の把握し、学校の課題に応じた取組を行う。

#### ⑤ 教職員の働き方改革の取組事項に関する、毎年の見直しと改善

- ・働き方改革の取組として、教職員が取り組むこと、学校が取り組むこと、市教育委員会が取り組むことをまとめ、全職員で共有している資料（令和7年度現在：教職員の働き方改革 ver.2）について、毎年度、取組状況を検証し、改善を図る。

#### ⑥ マネジメント等に関する研修

- ・各学校における働き方改革の取組が推進されるよう、教職員や管理職向けの働き方改革を効果的に進めるための研修を計画的に実施する。